

平成28年4月1日から1年間、横浜市消防局（横浜消防）と甲府地区消防本部（甲府消防）の間で人事交流が行われました。

横浜消防査察課から係長職の司令が甲府消防へ、甲府消防から横浜消防査察課へ司令補がそれぞれ1名出向しています。

甲府消防の違反処理推進のため、横浜消防から出向し、甲府消防予防課違反是正係長として行ってきた1年間を振り返ります。

はじめに

山梨県は東京、神奈川、静岡、長野、埼玉の都県に囲まれ、本部庁舎屋上からは南に富士山、西に南アルプス・北岳、北西には八ヶ岳が望める山好きにはたまらないところ（らしい）です。

山々に囲まれた盆地なので、夏場はとても暑くなりますが、桃、ぶどうなどフルーツはとても美味しく、ワインの名産地でもあります。

毎年、春には甲府駅前を中心に「信玄公祭り」が開催され、武田信玄公率いる1,000人の鎧武者

人事交流報告

（執筆時） 甲府地区広域行政事務組合
消防本部予防課違反是正係長
（派遣元：横浜市消防局査察課）

岩佐克志

「重大違反是正指導」



信玄公祭り（提供：シティープロモーション）

「甲州軍団」が風林火山の旗をはためかせながら、川中島へ向け出陣（駅周辺を一周）します。

甲府地区広域行政事務組合消防本部は、甲府市、甲斐市の一部、中央市、昭和町の3市1町で構成し、1本部3消防署職員数331人。本部予防課は8人、予防係、違反是正係、査察企画係で構成され、違反是正係は28年度に新設されたもので、私は初代の係長として出向してきました。

人事交流の始まり

人事交流開始の前年度に当たる27年度に、甲府消防から横浜消防査察課に消防士長1人が1年間、研修として出向して来ていましたが、当時、私は横浜消防の査察課査察企画係長として勤務しており、研修を受け入れている直接の担当係長でした。

横浜消防では、査察業務だけではなく様々な業務で他消防本部から短期の研修を受け入れています。1年間というのは、派遣する消防本部の強い思いがあつてのことだと感じられ、その強い思いが、翌年度の人事交流へと発展しました。

平成24年の広島県福山市のホテル火災以降、甲府消防のみならず、全国の消防本部で違反処理が課題となっていることから、甲府消防の違反処理を推進するための出向になりますが、26・27年度に総務省消防庁で「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討」がなされ、そのWGに実務を担当する消防職員として私自身も作業チーム・専門委員会合に参加しており、まさかその検討している最中に、先駆的な役割を担うとは思っていませんでした。

甲府着任 平成28年4月1日(金)

新年度からの数日は辞令交付や荷物整理、管内状況の把握などで過ぎるのが通例だと思いますが、出勤2日目の4月3日(日)にガソリンスタンドで違反行為があるとの通報があり、来庁を要請、早速「質問調書」の作成が始まりました。

この案件は4月中旬に警告書の交付と危険物取扱者の減点の処理を行いました。査察規程

の改正や違反処理の研修など、当初考えていた準備期間もないままのスタートとなりました。

査察規程等の見直し

甲府消防では27年度に大きく査察規程等を改正していましたが、さらに実践的な規程とするため、甲府消防職員が中心となって規程、事務処理要綱を見直しました。

4月中は危険物の違反処理と規程改正に追われましたが、この作業では、27年度に1年間、横浜消防に研修出向していた職員が奮闘し、甲府消防の内部規程を改正しました。

重大違反指導の開始

平成28年4月1日現在、甲府消防には非特定用途も含み、59対象が重大違反として把握されていました。

昭和の時代からの違反もいくつかありますが、歌舞伎町火災に伴う改正による、自動火災報知設備未設置違反が大半を占めます(図1 年度別覚知状況)。

私の出向は1年間の予定でしたので、優先順位はありません。すべて緊急度・優先度ともに高い、第1領域として処理するため、5月に入り通知を発出しました。

①1カ月以内(6月中旬まで)にすべての重大違反対象に署・本部合同で立入検査を実施すること。

②消防署・本部予防課の指導担当整理

ア 設備設置が必要(違反処理が必要)、建築部局と調整が必要なものは本部対象(本部移管)とすること。

イ ア以外(署で継続指導、違反事項が解消されている、特例基準に該当)は、署対象とすること。

甲府消防では平成14年12月17日消防予第595号「複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて」(消防庁予防課長)に基づいた、自動火災報知設備設置の特例基準を通知していましたので、これに該当するものは9月までに特例免除適用の処理を行うようにしま

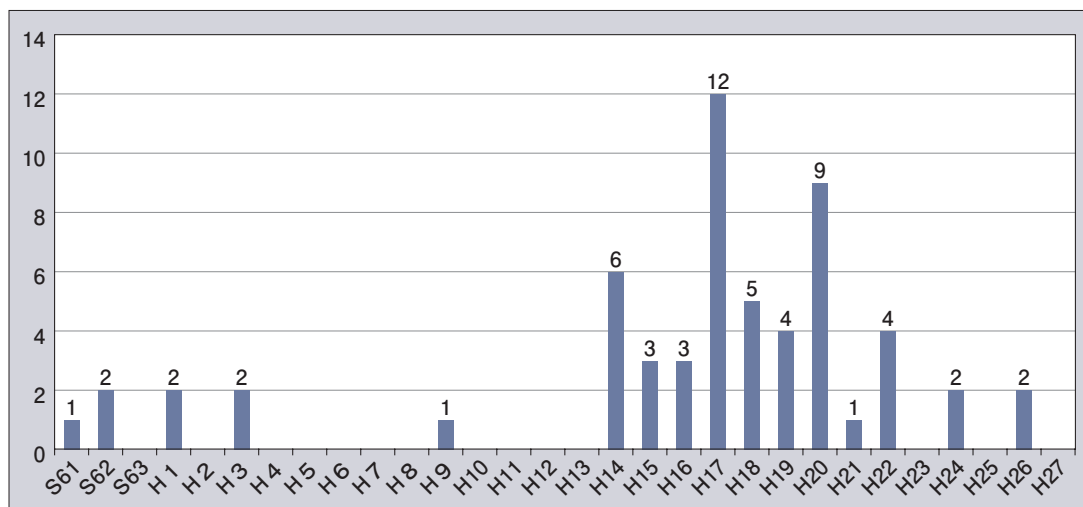


図1 年度別覚知状況

した。

6月中旬には立入検査は終了しましたが、すべて署の査察係が日程調整をしています。重大違反対象に電話をかけるというのは、査察担当者にとって楽しい仕事とは言えません。電話口で怒鳴られたり、電話を切られたりする中で期日どおり終了できたことは、甲府消防査察担当者の違反是正に取り組んでいくという、強い気持ちを感じさせるものでした。

立入検査の結果27対象が本部対象となりました。その他の32対象はすでに是正の見込が立ったといえます。

是正しないものは「3月までには命令」の考えでいましたので、逆算してスケジュールを組み立てると、年内には警告しなければなりません。

重大違反対象物管理表

本部・署対象にかかわらず、59対象すべての指導状況を管理するため、エクセルシートの一覧表に加え個別の対象ごとにシートを作り、指導経過の記録、写真を貼付けるなどし、これを違反是正係において(署で指導している特例適用が可能な対象物も含む。)管理しました。

27対象がすべて警告となると、違反是正係3人で処理するのは、「ちょっと多いかな」と感じましたので、10月までには、現実的な数までは

正をさせる必要がありました。

月ごとに集計を行う際、署指導対象については該当署へ問合せをしますので、指導漏れがなくなり、月を追うごとに是正数が増えていきました(特例適用は繁華街を管轄する中央消防署に集中していたので、プレッシャーになっていたと思います…)。

本部移管対象の指導方針検討

さて27対象の指導に戻ります。

当初27対象の移管予定でしたが、対象物の関係者が「やらなければならないかな」と考えていたところに、いつもより多い人数で消防署と本部(違反是正係)の合同検査を行ったことが、背中を押したのか、5対象は立入検査実施後に設置意思が示されるなど状況が変化し、実際に移管された対象は22対象となりました。

横浜消防の予防部長からは「甲府消防職員が今後も継続的に違反処理ができるようにしてることが仕事だ」と言われてきています。

単純に違反是正数が多くなればよいというわけではありませんので、具体的な是正方法などを共有しながら進めていきます。

まずは22対象の指導方針を係内で検討し、設置必須、場合によっては特例可能、切り離しなど1対象ごとに決定していきました。

その中で共通した重要な指導方針は、年内警告・年度内命令です。

指導開始

個別に指導方針が決定しましたので、再度現場に行つての指導開始です。

消防用設備を設置するためには、それなりの費用が必要です。

それを要求していくのですから、時にはトラブルに似たようなことがあると思いますし、それを恐れて腰が引けてはならないと思いますが、「今まで何も言わなかったのに…」、「いきなり来て警告はないだろう…」など消防の体制を批判されることや、地域のつながりなどに起因し、指導に支障を来すようなトラブルに発展することは避けたいと思っていました。

甲府消防の28年度の取り組みは消防庁予防課をはじめ、全国の消防から注目されています。

その中で、トラブルが起こり「やっぱり」となれば、違反処理に対して高まっている熱に水を差しかねません。

関係者に何を話したか

「消防法違反に対する社会の目は大きく変化しています。近年は火災が発生すると、まず報道されるのが消防の立入検査の状況です。

その上、最近のホテル火災や福祉施設の火災では消防法や建築基準法などを遵守していない状況で、大きな被害が発生しています。

また、歌舞伎町火災の改正の経過措置期限から、10年以上が経過しました。

このまま違反状態を放置することは得策ではありません。

これは、建物を利用する方、建物関係者だけではなく消防にとっても同じことです。

今回はこの違反状態が是正されるまで、本部違反は正係が担当しますのでよろしくお願いします。」

文章にすればこんな感じでしょうか。

もちろん相手を前にして話をしますので、いつも同じことを話すわけではありませんが、その上

で、共通しているのは重要な指導方針である「警告と命令」についてです。

9月末を目途に警告の準備に入ることは伝えます。

前回の立入検査で見積りを取るよう指導していますので、その状況を確認します。

また、改修(切り離し等)を伴う場合は、事前に検討した指導方針により建物を回りながら改修箇所を説明します。

屋内消火栓設備違反でパッケージ型消火設備が設置できる対象は比較的に正しやすいかもしれませんが、無窓階や地階、倉庫の屋内消火栓設備違反の場合、パッケージ型消火設備は告示基準により設置ができない部分、対象物とされていることから、設置する場合には特例を適用する必要があります。

特例適用は可能か、可能にするためにはどのようにすればいいかも頭の中で検討します。

違反是正指導というと、何度も足を運び懇切丁寧にというイメージがあるかもしれませんが、2回目の指導の後、電話で進捗を確認する程度で、次に現場に行くのは違反調査(質問調査、実況見分)を実施する10月です。

違反処理の準備

本部移管された当初は数が多く、違反調査を実施せずに警告するつもりでしたが、9月下旬には22対象のうち、11対象は是正意思が示されましたので、残り11対象に対して違反調査の日程調整の連絡を入れ始めます。

実際に警告の準備に入るための電話をすると、

表1 事務移管された22対象物の9月末指導状況

是正意思			数
有			11
無			11
内訳		違反調査調整段階で是正意思	2
		違反調査実施後の是正意思	5
	警告	違反調査無	1
		違反調査実施	3

❌ 違反是正

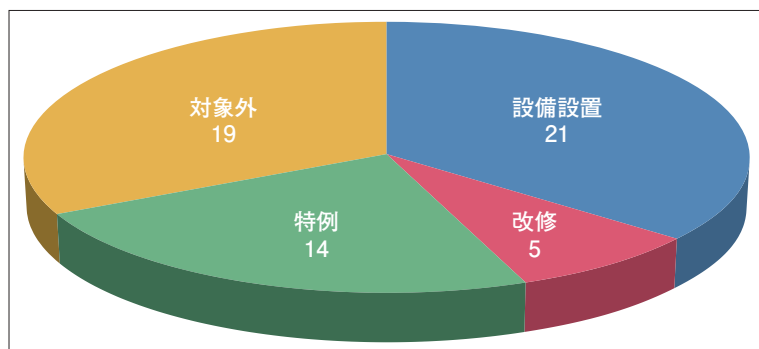


図2 重大違反の是正方法(見込み含む。)

不在が多くなる社長、連絡がつかない所有者が出てきましたが、数度の電話連絡や配達証明で立入検査の日程調整を行うなどし、連絡をつけました。

具体的に消防が警告の準備に入ることが伝わると、日程調整の段階で是正意思を示したり、違反調査後に是正意思を示したりで、実際に警告に至ったのは4対象でした。

消防の本気度

違反調査を実施する日程調整の段階で2対象、違反調査実施後に5対象の計7対象が是正意思を示し、さらに、警告をした4対象のうち3対象においても、警告後に是正意思を示しました。

そして、最後の未是正1対象について命令のため事前に日程調整をし、立入検査を実施しようとした検査当日の朝、「自動火災報知設備を発注した」との連絡が入り、年度当初にあった59対象のすべてが是正の見込みとなりました。

消防の担当者が、様々な違反に伴う危険性の話をし、設置を促しながらも、これまでなかなか進まなかったことが、消防の本気度が伝わるだけで半年の間に状況が一変しました。

重大違反の新規把握

28年度当初にあった重大違反はすべて是正の見込みが立ちましたが、新たな重大違反の把握にも努めています。

計画的な立入検査で重大違反を把握していく

ことは非常に重要です。

これまでに数件が把握されましたが、すでに消防署査察係で是正指導が行われ、動力消防ポンプを設置して、解決の方向に向いているものもあり、甲府消防における指導が回り始めました。

繁華街夜間査察と関係部局との連携

今年度は2回の繁華街夜間査察を実施し、年末の夜間査察は消防・警察・建築の合同で行い、当日は違反是正支援センターからも取材に来ていただき、「月刊フェスク」の記事にしてもらいました(2017年2月号)。

また、山梨県と甲府消防構成3市1町の課長が集まり、消防・福祉・建築の連絡会議も実施しましたが、広域消防では構成自治体がいくつにもまたがり、そこに県も加わるので、大変さが身にしました。

この時はいくつかの消防本部に連絡し、連携の要綱や情報を教えていただきました。

札幌市消防局、仙台市消防局、相模原市消防局、いわき市消防本部の皆様、誌面をお借りしてお礼を申し上げます。

重大違反指導状況のまとめ

28年度の重大違反指導はすべて同一線上で指導しました。

- | | |
|----------|------------|
| ①5月～ | 1カ月の立入検査期間 |
| ②6月～9月 | 指導期間 |
| ③10月～12月 | 違反調査・警告期間 |
| ④1月～ | 継続指導期間 |

優先順位をつけずに、すべての重大違反対象をスケジュールどおり「やるべきはやる」。

淡々と警告に移っていきました。

このことで、無駄な私情が入らずに計画的な指導ができたと思います。

トラブルはなかったのか…？

この指導スケジュールの中でトラブルはなかったのか…？

そもそも、違反であることに間違いがなければ、ことさらトラブルを恐れる必要はないのですが、「警告・命令」を「(悪く言えば)かざして」、自動火災報知設備やパッケージ型消火設備を21対象で設置させたほか、建物の改修をさせたものもありましたので、やはり前述したようなことは、少なからずありました。

しかし、今まで消防の指導が行き届かず設備設置がされなかったことで、消防が実際に損害を与えたわけではありませんし、現在、違反が存在することは事実であり、むしろこのままでの営業は看過できないと毅然と厳正に、そして丁寧に取り組んだ結果、大きなトラブルに発展するようなことはありませんでした。

おわりに

甲府消防から横浜消防への1年間の長期研修は、27年度・28年度と2年間続きました。本稿執筆時点で29年度はどうか分かりませんが、そのほかにも2週間の短期で数度、研修派遣をして人材育成を図っています。

また、27年度には査察規程等を大幅改正し、28年度になると違反是正係を新設し、政令市から人材を受け入れた甲府消防。

私は甲府消防が造った土俵で仕事をさせてもらいました。

私の仕事は28年度の重大違反の是正が進んだという結果ではなく、29年度以降も甲府消防が引き続き適切に指導ができることにありますので、成果は現在の数字からは判断ができません。

しかし、甲府消防のこれまでの取り組みを見れば、これからも組織として違反是正指導を推進し、そして組織に根付いていくことは間違いないでしょう。

引き続き甲府消防の取り組みにご注目いただきたいと思います。



夜景